

平成 24 年 2 月 17 日

東日本大震災で被災された  
医療費免除認定者 各位

住友ゴム工業健康保険組合

### 東日本大震災による一部負担金等の免除の取り扱いについて

東日本大震災により被災された方の医療費一部負担金等の免除に関し、住友ゴム工業健康保険組合では厚生労働省通知をふまえ下記の取り扱いとしますのでご連絡します。

#### 記

##### 1.対象者と免除期限

東京電力福島原発事故以外の事由（全壊・半壊等）で免除証明書が発行されている方  
当初予定通り、免除は平成 24 年 2 月 29 日をもって終了いたします。

東京電力福島原発事故による警戒区域等（ 1 ）で免除証明書が発行されている方  
平成 25 年 2 月 28 日まで免除期間延長します。

（ 1 ） 警戒区域 計画的避難区域 旧緊急時避難準備区域 特定避難勧奨  
地点（ホットスポット）と指定された 4 つの区域等をいいます。

##### 2.入院時食事療養費等の免除措置

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成 24 年 2 月 29 日  
までとなります。

##### 3.免除証明書の返却と更新

- 1.現在お持ちの「健康保険一部負担金等免除証明書」は平成 24 年 2 月 29 日までとなりますので、平成 24 年 3 月 30 日までに事業主（地区担当）または健保まで返却下さい。
- 2.東京電力福島原発事故で免除証明書が発行されている方については、新たな免除証明書を 2 月 24 日頃事業主（地区担当）経由でお渡しします。

##### 4.一部負担金等の還付請求

すでに医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合の還付申請について、平成 24 年  
3 月 30 日まで受け付けますので、申請漏れのないようお願いいたします。

上記のお問合せ先：住友ゴム工業健康保険組合（TEL 078 - 265 - 3059）

以上